

大分県報

令和元年
第五号
十一月十二日

（火曜日）

目次

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（四件）	一
道路区域の変更	三
港湾計画の変更の概要	四
建築基準法による道路位置の指定	四

○告示

大分県告示第二百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
コスモタウン フリーモール佐伯（B区画）
佐伯市鶴岡西町二丁目百九十七番
- 届出者の氏名又は名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社
代表取締役社長 橘 正 喜
東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

変更前 K D D I株式会社

代表取締役 田 中 孝 司

東京都千代田区飯田橋三丁目十番十号

外三者

変更後 株式会社白石

代表取締役 白 石 秀 明

大分市森町二百三十六番一

外三者

4 変更の年月日

平成二十九年十月十三日

二 届出年月日

令和元年十月十五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十一月十二日から令和二年三月十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年三月十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コスモタウン フリーモール佐伯（C区画）
佐伯市鶴岡西町二丁目百六十六番

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社
代表取締役社長 橘 正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号
株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社ケーブルテレビ佐伯

代表取締役 安達 義人

佐伯市池船町二十番三号

外一者

変更後 株式会社パーソナルネット

代表取締役 宮田 親志

福岡県北九州市門司区鳴竹二丁目十四番十四号

外一者

4 変更の年月日

平成三十一年一月一日

二 届出年月日

令和元年十月十五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十一月十二日から令和二年三月十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年三月十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

大分県知事 広瀬 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コスモタウン フリーモール佐伯（D区画）
佐伯市鶴岡西町二丁目百八十一番

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 橘 正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

3 変更した事項

変更後 株式会社マックハウス
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社マックハウス

代表取締役 白土 考

東京都杉並区梅里二丁目七番七号新高円寺ツインビル

外四者

変更後 株式会社マックハウス

代表取締役 北原 久巳

東京都杉並区梅里二丁目七番七号新高円寺ツインビル

外三者

4 変更の年月日

平成三十一年三月一日外

二 届出年月日

令和元年十月十五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十一月十二日から令和二年三月十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年三月十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモタウン フリーモール佐伯（E区画）

佐伯市鶴岡西町二丁目百二十二番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長 橋 正 喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 有限会社ホリデイズ

代表取締役 長谷川 法子

由布市湯布院町川上三千十九の一番地

外六者

変更後 株式会社ホリデイズ

代表取締役 長谷川 慎 介

由布市湯布院町川上三千十九の一番地

外七者

4 変更の年月日

平成二十五年二月二十日外

二 届出年月日

令和元年十月十五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十一月十二日から令和二年三月十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年三月十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年十一月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十二日		大分県知事 広 瀬 貞	
道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員
豊後高田市一畑字一里追一六六番一〇地先内	豊後高田市一畑字一里追一六六番一〇地先内	前	三七・六 メートル 一三・〇
豊後高田市一畑字一里追一六六番一六まで	豊後高田市一畑字一里追一六六番一六まで	後	四〇・八 メートル 二二・七
延長			一三〇・四
大分県告示第二百七十七号			
港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定により、次のとおり津久見港港湾計画の変更の概要を告示する。			
令和元年十一月十二日			
大分県知事 広 瀬 貞			
一 港湾計画の変更の概要			
津久見港港湾計画について、利用者の要請と社会情勢の変化に対応するため、変更した事項は、次のとおりである。			
1 小型船だまり計画			
地区名	内 容		
堅 浦	泊地 水深二メートル 面積一ヘクタール「既定計画の変更計画」 防波堤 延長一〇五メートル「新規計画」 物揚場 水深二メートル 延長一四一メートル「既定計画の変更計画」 船揚場 延長二〇メートル「既定計画の変更計画」 埠頭用地 一ヘクタール「既定計画の変更計画」		
地区名	内 容		
堅 浦	泊地 水深二メートル 面積一ヘクタール「既定計画の変更計画」 防波堤 延長一〇五メートル「新規計画」 物揚場 水深二メートル 延長一四一メートル「既定計画の変更計画」 船揚場 延長二〇メートル「既定計画の変更計画」 埠頭用地 一ヘクタール「既定計画の変更計画」		
地区名	内 容		
堅 浦	泊地 水深二メートル 面積一ヘクタール「既定計画の変更計画」 防波堤 延長一〇五メートル「新規計画」 物揚場 水深二メートル 延長一四一メートル「既定計画の変更計画」 船揚場 延長二〇メートル「既定計画の変更計画」 埠頭用地 一ヘクタール「既定計画の変更計画」		
指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員 メートル
			道路の延長 メートル
大分県告示第二百七十八号			
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。			
令和元年十一月十二日			
大分県知事 広 瀬 貞			
地区名	面積(ヘクタール)	用 途	
堅 浦	[変更計画] (一) 一 (二) 一 (三) 三 (四) 四	埠頭用地 交通機能用地 緑地 合計	
地区名	面積(ヘクタール)	用 途	
堅 浦	[変更計画] (一) 一 (二) 一 (三) 一	埠頭用地 交通機能用地 合計	
注1 (一)内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。			
注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。			
注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。			
二 港湾計画の縦覧の場所			
大分市大手町三丁目一番一号			
大分県土木建築部港湾課			

豊大第元一
号

豊後大野市三重町小坂四〇二
四一三一

令元・一〇・二八

六・〇〇

三七・六八

令和元年十一月十二日

大分県報(告示)

五